



©MORIYA CITY

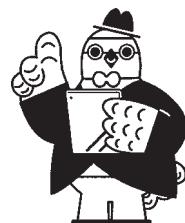
確定申告 市民税・県民税申告のご案内

令和8年度(令和7年分)版

みなさまからの申告は、市・県民税、国民健康保険税算定のほか、税証明書の発行・各種手当の給付などの資料になります。行政サービスを適切に受けるためにも、正しく申告をしてください。

目次

市役所会場での申告	P.1~2
今年度から市役所での申告の受付方法が変わります	P.3~4
確定申告書の配布/市民税・県民税の申告書発送や申告方法	P.5
申告に必要なもの	P.6
医療費控除の明細書	P.7
税務署からのお知らせ	P.8



市役所での申告（完全予約制）

申告期間	平日 令和8年2月12日(木)～令和8年3月16日(月) 休日 令和8年3月1日(日) 午前中のみ ※時間などの詳細は、P.3 参照
会 場	守谷市役所 1階 大会議室
予約方法 (今年度から変わります)	電話による事前予約（完全予約制）※詳細は P.3～P.4 参照



市役所で受付できない確定申告

- 令和8年1月1日現在守谷市に住民登録がない方
- 分離課税(土地・建物・株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得等)の申告
- 令和7年中に亡くなられた方の申告(準確定申告)
- 損益通算や繰越控除の適用を受ける申告
- 外国税額控除の適用を受ける申告
- 国外に居住している親族を扶養とする申告
- 令和6年分以前の確定申告、更正の請求、修正申告
- 消費税、贈与税、相続税の申告
- 青色申告
- 初年度の住宅借入金等特別控除
- その他、高度な判断を要する申告

これらの内容を含む方は、
ご自宅からスマホ・パソコン
で申告、または、竜ヶ崎税
務署で申告してください。
※詳細は P.8 参照





確定申告が必要な方

確定申告が必要な方の一例です。

国税庁ホームページのチャットボット(ふたば)で質問すると、AI(人工知能)が自動回答します。以下の例にかかわらず、源泉徴収された所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

- 事業所得(営業・農業・不動産)がある方
- 土地や建物などの譲渡所得がある方
- 給与所得の合計が 2,000 万円を超える方
- 2カ所以上で給与がある方
- 給与所得や退職所得を除く所得の合計が 20 万円を超える方
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が 20 万円を超える方
- 源泉徴収票に記載されていない各種控除(医療費控除、雑損控除、ひとり親控除、障害者控除等)を受ける方



チャットボットは
こちらから



市民税・県民税申告が必要な方

- 給与所得者で、勤務先が給与支払報告書を市役所に提出されていない方
(提出の有無は、勤務先に確認してください。)
- 給与所得または公的年金所得以外に所得がある方
- 確定申告は必要ないが、市・県民税で各種控除(医療費控除、生命保険控除、扶養控除等)を受ける方
- 確定申告は必要ないが、給与所得・公的年金の源泉徴収票の控除内容に変更や追加(生命保険控除・医療費控除等)がある方
- 確定申告は必要ないが、少額の配当(※)、雑、一時所得等がある方
(※)特定口座で源泉ありの口座については、申告不要を選べます。
- どなたの扶養でもなく、令和7年内に収入がない方
- どなたの扶養でもなく、昨年の収入が遺族年金や障害者年金のみの方
- 市・県民税の税証明書が必要な方

※確定申告をする方は、市民税・県民税の申告は不要です。



ふるさと納税ワンストップ特例制度について

以下の場合、ワンストップ特例が無効になります。確定申告等をしてください。

- ワンストップ特例制度の申請後、確定申告、市民税・県民税申告をする方
- 6団体以上に寄附した方

※申告する場合は、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除に含めて申告することで、寄附金控除が適用されます。

今年度から市役所での申告の受付方法が変わります！！



電話での事前予約(完全予約制)の導入

申告会場の混雑緩和のため、市役所での申告は、電話での事前予約になります。事前予約をされていない場合は受付できません。申告を希望される方は、希望日の前日までに必ず予約の上、ご来場ください。



事前予約方法(電話)

期 間	令和8年2月6日(金)～令和8年3月15日(日)
時 間	期間中24時間受付(初日は午前10時から予約開始)
予約専用番号	050-3355-9142
人 数	【午前の部】100人、【午後の部】110人※土・日・祝日を除く 【令和8年3月1日(日)午前の部のみ】154人

※当日の予約はできません。



申告受付時間

■土・日・祝日を除く申告時間

午前の部	9:00	9:15	9:30	9:45	10:00	
	10:15	10:30	10:45	11:00	11:15	
午後の部	13:30	13:45	14:00	14:15	14:30	
	14:45	15:00	15:15	15:30	15:45	
						16:00

■令和8年3月1日(日)午前の部のみ開催

午前の部	9:00	9:15	9:30	9:45	10:00	10:15	10:30
	10:45	11:00	11:15	11:30	11:45	12:00	12:15



注意事項

- ・予約をする際、「電話予約の流れ」(P.4)を見ながら、手続きを進めてください。
- ・予約枠は1名につき1枠です。家族分も申告する場合は、人数分の予約をしてください。
- ・予約日時の確認・変更・キャンセルは、再度、予約専用番号におかけください。
- ・ご予約のお電話は、非通知設定を解除しておかけください。
- ・予約した時間の5分前を目安に市役所へお越しください。
- ・予約時間に遅れた場合は、改めて予約をしてください。
- ・当日、受付で必要書類を確認します。不備があると受付できません。書類や事前に作成が必要なものは完成させた上でご来場ください。必要な書類は「申告に必要なもの」(P.6)を参照してください。
- ・電話予約はスマホ(Android・iOSの電話・SMS機能)、もしくはプッシュ式固定電話をお願いします。
- ・IP電話(ひかり電話)をご利用の方は、契約時に電話番号が固定電話の時に使用していた番号から変更になっている場合があります。予約確認は電話番号で行うため、ご使用番号の確認をお願いします。



電話予約の流れ

① 「予約専用番号」へ電話をかける。

まだ予約していない

既に予約済み

- ◎予約の確認・変更・キャンセル
予約済みの日時をお伝えします。
 - ・ 予約を変更する ⇒ 「1」を押す。(→③へ)
 - ・ 予約をキャンセルする ⇒ 「9」を押す。
 - ・ 変更しない ⇒ そのまま電話を切る。

② 電話番号の確認

電話番号を、電子音声が復唱します。

- ・ 予約をする ⇒ 「1」を押す。
- ・ 予約をやめる ⇒ そのまま電話を切る。

③ 予約方法の選択

- ・ 電話予約 ⇒ 「1」を押す。
- ・ ショートメッセージ予約 ⇒ 「2」を押す。

「2」を選択

- ◎予約用 URL をショートメッセージで送信します。
 - ・ 送信してよい ⇒ 「1」を押して手続き
 - ・ 予約をやり直す ⇒ 「2」を押す。
(②に戻ります)

「1」を選択

④ 予約する人数の選択

- ・ 希望する受付人数を一桁の数字で入力
例:1人 ⇒ 「1」を押す。
- ・ 入力後、「#」を押す。

「⑤」に続く

⑤日付の選択

空いている早い日から最大3日案内します。

- ・ 〇月〇日は「1」、〇月〇日は「2」、〇月〇日は「3」を押す。
- ・ 他の候補日を聞く ⇒ 「4」を押す。
- ・ 希望の日付を指定する ⇒ 「8」を押す。
- ・ もう一度メッセージを聞く ⇒ 「9」を押す。

「1」、「2」、「3」を選択

⑥時間の確認

- ・ 希望する時間帯を、2桁の数字で入力
例:9 時台を希望 ⇒ 「09」と入力
14 時台を希望 ⇒ 「14」と入力
- ・ 入力後、「#」を押す。

⑦時間帯の候補の案内

希望する時間帯が入力されたら、その時間帯の候補を3つ案内します。

- ・ 〇時〇分は「1」、〇時〇分は「2」、〇時〇分は「3」を押す。
- ・ 他の3つの候補を聞く ⇒ 「4」を押す。
- ・ もう一度メッセージを聞く ⇒ 「9」を押す。
- ・ 日付選択に戻る ⇒ 「0」を押す。

「1」、「2」、「3」を選択

⑧予約内容の確認

入力した日時が復唱されます。

- ・ 予約内容がよろしければ ⇒ 「1」を押す。
- ・ 日時を選び直す ⇒ 「2」を押す。(⑤に戻ります)

「1」を選択

⑨予約完了

申告当日には予約に使用した電話番号を確認します。

当日は、分かるようにしてご来庁ください。

確定申告書の配布/市民税・県民税の申告書発送や申告方法



確定申告書の配布

配布開始日 令和8年1月23日(金)
配布場所 市役所、保健センター、文化会館

- 確定申告書は、1月より国税庁ホームページからダウンロード可能です。
国税庁 HP>税の情報・手続・用紙>税について調べる>確定申告書等の様式・手引き等



市民税・県民税の申告書発送

発送日 令和8年1月29日(木)
発送対象者 令和7年度(令和6年分)の市民税・県民税申告書を提出した方



市民税・県民税の申告書作成システム

令和8年2月2日(月)から、パソコンで、市ホームページから令和8年度市民税・県民税申告書を作成できます。
守谷市トップページ>くらし・手続き>税金>市民税・県民税>税金の申告>市民税・県民税申告>市民税・県民税 申告書作成システム



市民税・県民税の申告方法

・画面での申告

申告時期の窓口は、大変混雑しますので、提出方法は原則「郵送」とします。
紙で提出する際は、申告書発送時に送付した返信用封筒にて、返送してください。

・電子での申告

令和7年中所得に関する、令和8年度の市民税・県民税申告から、電子申告ができるようになりました。

必要書類 ①マイナンバーカード

(券面事項入力補助用パスワード(4桁)と署名用電子証明書用パスワード(6~16桁)

②申告内容を確認するための源泉徴収票など所得の分かるものや保険料控除証明書

③申告受付完了等の連絡を受信するメールアドレス

◎詳細は、下記の二次元コードよりご確認ください。



eLTAX 個人住民税申告の
電子化に係る特設ページ



申告に必要なもの

必要書類がないと受付できません。

忘れ物がないよう、□に✓を入れて確認してください

詳しくはこちら⇒



本人確認 書類	<input type="checkbox"/>	マイナンバー確認書類 通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等	マイナンバーカード であれば1枚でOK
	<input type="checkbox"/>	身元確認書類 運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート等	



収入に関するもの

令和7年1月1日から12月31日までのすべての収入

給与	<input type="checkbox"/>	勤務先で発行する源泉徴収票の原本 ※PDF可	複数ある場合は、 すべて必要です
年金	<input type="checkbox"/>	源泉徴収票の原本 遺族年金・障害者年金は、源泉徴収票は発行されません	
営業・農業・ 不動産	<input type="checkbox"/>	収支内訳書(必ず事前に作成しておいてください)、支払調書(ある場合のみ)	
一時	<input type="checkbox"/>	収入額と必要経費の記載された証明書(「支払保険金額等のお知らせ」等)	
配当	<input type="checkbox"/>	支払通知書、期末配当金領収書、特定口座年間取引報告書等	
上記以外の所得	<input type="checkbox"/>	報酬等の支払調書、事業主からの支払証明書、配分金支払証明書等	



控除に関するもの

令和7年1月1日から12月31日までに支払った分

社会保険料	<input type="checkbox"/>	控除証明書または納付済証明書、領収書 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、 任意継続保険料等
小規模企業共済等掛金	<input type="checkbox"/>	支払った掛金額の証明書
生命・地震保険	<input type="checkbox"/>	控除証明書
障がい者	<input type="checkbox"/>	障害者手帳、療育手帳、要介護認定に伴う障害者控除対象者認定書等
勤労学生	<input type="checkbox"/>	学生証
医療費 ※次ページの明細書を申告の際にお使いください。	<input type="checkbox"/>	医療費控除の明細書(必ず事前に作成しておいてください)
	<input type="checkbox"/>	一定の取組を行ったことを明らかにする書類 (セルフメディケーション税制の適用を受ける場合)
	<input type="checkbox"/>	おむつ使用証明書(おむつ代の控除を受ける場合) ※ 医療費の領収書は自宅で5年間保存が必要があります。 ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を一部省略できます。
寄附金	<input type="checkbox"/>	受領証または領収書(寄附者、寄附先、寄附年月日、寄附額が記載されたもの) ふるさと納税のワンストップ特例を利用した寄附金も含む
住宅ローン ※初年度以外	<input type="checkbox"/>	令和7年分住宅借入金等特別控除申告書(記入・押印済のもの) 年未残高等証明書



確定申告に関するもの

利用者識別番号	<input type="checkbox"/>	利用者識別番号(ID)記載のハガキ等 (ある場合のみ)
還付申告	<input type="checkbox"/>	本人名義の口座番号がわかるもの

令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

*この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所

氏名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。
※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目

が記載されたものをいいます。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補填される金額
円 ②	円 ①	円

(注) 医療費通知には前払支分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「施設等」ごとにまとめて記入で支払を

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補填される金額		
差引金額 (□ - □)	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
□ × 0.05	(赤字のときは0円)	
□と10万円のいずれか 少ない方の金額		
医療費控除額 (□ - □)	(最高200万円、赤字のときは0円)	

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・退職所得及び林木所得がある場合・・・その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額
(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の
「収入控除手当を差し引いた計算額」欄の(4)(4)金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

06.11

◆お支払いになった医療費の全てが控除の対象になる訳ではありません。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

税務署からのお知らせ



スマホ・パソコンで確定申告

申告書の作成は、国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを読み取り、マイナポータルアプリと連携することで、給与・年金等の収入のほか、医療費控除やふるさと納税等の寄附金控除の申告に必要な情報を取得し、一括入力されるので、時間がかからず簡単に作成できます。

また、医療費の領収書やふるさと納税の受領証明書等の収集・保管・入力が不要となり大変便利です！ぜひマイナポータル連携を使った e-Tax をご利用ください。

※ マイナポータルと連携するためには、初回のみ事前準備が必要です。お早めの準備をお願いします。

※ 給与情報と連携するには、お勤め先が税務署に、e-Tax で源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

«確定申告作成はこちら»



作成コーナー



«マイナポータル連携はこちら»



竜ヶ崎税務署での確定申告

日 時	令和8年2月16日(月)から令和8年3月16日(月) 相談受付 8:30~16:00(相談は 9:00 から開始) ・土・日・祝日を除きます。ただし、3月1日(日)のみ開設します。 ・詳細は竜ヶ崎税務署まで直接お問い合わせください。
会 場	竜ヶ崎税務署 ・申告会場の入場には、当日配布の入場整理券または 国税庁LINE公式アカウントから 事前取得した 入場整理券が必要です。 ・16 時前でも、入場整理券の配布を終了する場合があります。
問合せ先	竜ヶ崎税務署 (竜ヶ崎市川原代町 1182 番地の 5) 電話番号 0297-66-1303(自動音声案内)

国税庁 LINE
公式アカウント



〒301-8601

竜ヶ崎市川原代町1182番地の5

竜ヶ崎税務署 御中



税務署への申告書の送付

ご自身で作成した確定申告書等は市役所でお預かりしません。竜ヶ崎税務署へ、ご自分で提出してください。
申告書を送付する時は、左の住所を切り取り、封筒に添付して、ご利用ください。